



# 佐賀県公報

平成19年  
6月15日  
(金曜日)  
第12917号

## 目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

### 告示

- 特定計量器の定期検査 (三三三・くらしの安全安心課) 一
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業所の所在地の変更 (三三四・長寿社会課) 一

### 公告

- 大規模小売店舗の新設に関する公示 (商工課) 一
  - 建設業の許可の取消処分 (建設・技術課) 二
  - 開発行為に関する工事の完了 (まちづくり推進課) 四
  - 土地改良区役員の就任届 (農地整備課) 四
  - 清算法人北茂安豆津土地改良区清算人の就任届 ( ) 五
- 選挙管理委員会事項**
- ◎選挙運動及び政治活動取扱規程の一部改正 (告示・五一) 五
  - ◎選挙長等の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部改正 ( )・五二) 六
  - ◎不在者投票のできる施設の指定の一部改正 ( )・五三) 七
- 正誤
- 平成十九年一月五日付け佐賀県公報第一二八五〇中訂正 (森林整備課) 七

## ○告示

### ◎佐賀県告示第三百三十三号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器に係る定期検査を、社団法人佐賀県計量協会が知事が指定する検査場所で行うことと実施する。

平成十九年六月十五日

佐賀県知事 古川 康

検査区域	対象となる 特定計量器	検査年月日	検査時間	検査場所
嬉野市	非自動はかり、 分銅及びおもり	平成一九年 八月六日(月) 平成一九年 八月七日(火) 平成一九年 八月八日(水)	一〇・三〇から 一五・〇〇まで " "	嬉野市中央公民館 (旧塩田町公民館) 嬉野市役所嬉野総合 支所 嬉野市役所嬉野総合 支所
太良町	"	平成一九年 八月九日(木)	一〇・三〇から 一二・〇〇まで 一三・三〇から 一五・〇〇まで	大浦地区土地改良区 太良町役場

### ◎佐賀県告示第三百三十四号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第八十二条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成十九年六月十五日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	変更年月日
武雄市社会福祉協議会指定 居宅介護支援事業所	新 武雄市北方町大字志久一五五七番地 旧 武雄市武雄町大字富岡八四八一番地一	平成一九・ 五・一

## ○公告

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同

条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

平成19年6月15日

佐賀県知事 古川 康

1 大規模小売店舗の新設に係る届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグストアモリ中原店

佐賀県三養基郡みやき町大字養原8559番1 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 大規模小売店舗を設置する者

ナチュラル株式会社

代表取締役社長 森 信

福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者

ナチュラル株式会社

代表取締役社長 森 信

福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1

(3) 大規模小売店舗の新設をする日

平成20年2月1日

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,467平方メートル

(5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

建物北側及び西側 60台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

建物南側 52台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

建物南側 40平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

建物南側 10.07立方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前9時から午後11時まで

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後11時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

敷地南側 3箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

平成19年5月31日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧場所

佐賀県農林水産商工本部商工課

(2) 縦覧期間

平成19年6月15日から

平成19年10月14日まで

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課（郵便番号840-8570 佐賀市内一丁目1番59号）に提出してください。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づく建設業の許

可の取消しに係る処分(同項第4号に該当するものに限る。)を行ったので、  
同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

平成19年6月15日

佐賀県知事 古川 康

<p>処分をした年月日</p> <p>平成19年2月21日</p>	<p>被処分者の商号又は名称及び主たる営業所の所在地</p> <p>有限会社スィスラム防災ライフ 神崎市千代田町直鳥397番地1</p>	<p>被処分者の代表者の氏名及び許可番号</p> <p>白石 昌利 佐賀県知事許可(般-15) 第9183号</p>	<p>取り消した許可の内容</p> <p>消防施設工事業に関する一般建設業の許可</p>	<p>建設業法第12条の規定による届出のあった年月日</p> <p>平成19年2月15日</p>	<p>平成19年4月2日</p>	<p>株式会社ヤマシタ 伊万里市松島町424番地4</p>	<p>梅田 敏秀 佐賀県知事許可(般-14) 第7025号</p>	<p>管工事業及び機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可</p>	<p>平成19年3月19日</p>
<p>平成19年3月5日</p>	<p>有限会社岩崎設備工業 武雄市山内町三間坂甲13023番地1</p>	<p>岩崎 克美 佐賀県知事許可(般-17) 第6905号</p>	<p>土木工事業、及び土木工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可</p>	<p>平成19年2月16日</p>	<p>平成19年4月10日</p>	<p>株式会社ホームン郡三養基郡上峰町大字坊所2514番地1</p>	<p>吉野 貢介 佐賀県知事許可(般-17) 第10274号</p>	<p>土木工事業、建築工事業、大工工事業、及び土木工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが、ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、内装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可</p>	<p>平成19年3月30日</p>
<p>平成19年3月26日</p>	<p>有限会社サンロード 武雄市武雄町武雄206番地</p>	<p>國政 勝幸 佐賀県知事許可(般-18) 第7808号</p>	<p>土木工事業及びほ装工事業に関する一般建設業の許可</p>	<p>平成19年2月22日</p>	<p>平成19年4月11日</p>	<p>有限会社松尾産業 唐津市浜玉町大江77番地</p>	<p>松尾 純一 佐賀県知事許可(般-18) 第5535号</p>	<p>土木工事業に関する一般建設業の許可</p>	<p>平成19年3月23日</p>
<p>平成19年3月26日</p>	<p>有限会社嵯賀電設 杵島郡江北町惣領分1928番地</p>	<p>櫻谷 正雄 佐賀県知事許可(般-14) 第484号</p>	<p>電気工事業に関する一般建設業の許可</p>	<p>平成19年2月28日</p>	<p>平成19年4月11日</p>	<p>有限会社松尾産業 唐津市浜玉町大江77番地</p>	<p>松尾 純一 佐賀県知事許可(般-18) 第5535号</p>	<p>土木工事業に関する一般建設業の許可</p>	<p>平成19年3月23日</p>

平成19年 4月12日	株式会社サーク開発 佐賀市唐人一丁目6 番16号	室川 康男 佐賀県知事許可 (特-15) 第10090号	土木工事業、建築 工事業、大工工事 業、左官工事業、 とび・土工事業、 石工事業、屋根工 事業、管工事業、 タイル・れんが・ ブロック工事業、 鋼構造物工事業、 鉄筋工事業、ほ装 工事業、しゅんせ つ工事業、板金工 事業、ガラス工事 業、塗装工事業、 防水工事業、内装 工事業、熱絶縁工 事業、造園工事業、 建具工事業及び水 道施設工事業に関 する特定建設業の 許可	平成19年4月 6日
平成19年 4月16日	有限会社佐藤電気設 備 鳥栖市本町一丁目902 番地の1	佐藤 勉 佐賀県知事許可 (般-18) 第8801号	電気工事業、管工 事業及び水道施設 工事業に関する一 般建設業の許可	平成19年4月 2日
平成19年 4月16日	有限会社内藤建設 佐賀市大和町大字梅 野1569番地2	内藤 紀行 佐賀県知事許可 (般-14) 第956号	土工事業、とび・ 土工事業及び水 道施設工事業に関 する一般建設業の 許可	平成19年3月 29日
平成19年 4月24日	有限会社誠新建設 伊万里市瀬戸町1697 番地4	犬塚 伸裕 佐賀県知事許可 (般-18) 第7010号	土木工事業に関す る一般建設業の許 可	平成19年4月 2日

  

平成19年 5月1日	九州緑地建設株式会 社 鳥栖市神辺町95番地 4	梅 甚一郎 佐賀県知事許可 (般-17) 第10372号	土木工事業、建築 工事業及び造園工 事業に関する一般 建設業の許可	平成19年4月 9日
平成19年 5月7日	岩谷造園 武雄市武雄町大字武 雄4097番地の2	岩谷 敏行 佐賀県知事許可 (般-14) 第734号	造園工事業に関す る一般建設業の許 可	平成19年4月 12日
平成19年 5月11日	株式会社横尾商店 佐賀郡東与賀町大字 田中1149番地3	鳥屋 正人 佐賀県知事許可 (特-14) 第4148号	土木工事業、とび・ 土工事業、ほ装 工事業、しゅんせ つ工事業及び水道 施設工事業に関す る特定建設業の許 可	平成19年4月 2日

  

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成19年6月15日

佐賀県知事 古 川 康

1 開発区域に含まれる地域の名称

鳥栖市蔵上町字外精27番1、27番3、27番4、27番7から27番10まで、28番1、28番9、40番1、40番3及び41番1並びに轟木町字牽牛1856番、1857番1から1857番3まで及び1858番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥栖市蔵上町字外精27番地1  
株式会社九州サンベント

---

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、北浦溜池土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨届出があった。

平成19年6月15日

佐賀県知事 古 川 康

役職名	氏名	住所	就退任年月日
理事	林 富佳	小城市三日月町織島1675番地	平成19年5月20日退任
"	川原田 亨	" " 4272番地	"
"	溝口 利明	" " 4806番地	"
"	森 秀人	" " 長神田2126番地	"
"	兵動 満	" " 道辺1317番地	"
"	今泉 昌彦	" " 491番地	"
"	山田 英樹	" " 長神田73番地	"
"	西村 重俊	" " 1081番地1	"
"	香田 裕彦	" " 久米256番地	"
"	稲増 裕治	" " 小城市岩蔵71番地1	"
監事	吉田 治美	" " 三日月町長神田653番地	"
"	江原 政夫	" " 織島1907番地	"
"	水田 徳夫	" " 小城市732番地7	"
理事	林 富佳	" " 三日月町織島1675番地	平成19年5月21日就任
"	江原 政夫	" " 1907番地	"
"	川原 義夫	" " 4268番地	"
"	今村 昭彦	" " 2203番地	"
"	高木 勇雄	" " 道辺150番地	"
"	陣内 文雄	" " 長神田1327番地	"
"	永渕 都久	" " 654番地3	"
"	山田 英樹	" " 73番地	"
"	納富 宗貞	" " 久米264番地	"
"	水田 徳夫	" " 小城市732番地7	"
監事	溝口 登	" " 三日月町織島4534番地	"

"	西村 重俊	" " 長神田1081番地1	"
"	山口 廣次	" " 小城市松尾3470番地	"

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、清算法人北茂安町豆津土地改良区から次のとおり清算人が就任した旨届出があった。

平成19年6月18日

佐賀県知事 古 川 康

役職名	氏名	住所	就任年月日
清算人	檜枝 昇	三養基郡みやき町大字江口3504番地1	平成19年5月30日
"	島原 孝	" " 大字白壁1980番地2	"
"	松尾 敏紀	" " 大字江口2764番地	"
"	森 要児	" " " 3611番地	"

○ 選挙管理委員会事項

●佐賀県選挙管理委員会告示第五十一号

選挙運動及び政治活動取扱規程(昭和三十年佐賀県選挙管理委員会告示第百八号)の一部を次のように改正する。

平成十九年六月十五日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

第二十四号様式の四を次のように改める。

第二十四号様式の四

平成何年何月何日執行参議院比例代表選出議員選挙  
 参議院名簿届出政党等名称等及び参議院名簿登載者氏名揭示  
 何選挙管理委員会

(ふりがな) 参議院名簿登載者の氏名	(ふりがな) 略 称	(ふりがな) 参議院名簿届出 政党等の名称

備考

- 1 参議院名簿届出政党等の名称等の揭示は、公職選挙法第一百七十五条第三項の規定によるくじで定めた順序に従い、上から行うものとする。
  - 2 参議院名簿登載者の氏名の掲載の順序は、同条第四項の規定に従い、参議院名簿に記載された氏名の順序に従い、右から行うものとする。
  - 3 「参議院名簿届出政党等の名称」、「略称」及び「参議院名簿登載者の氏名」については縦書きとすること。この場合においては、ふりがなを付すこと。
- なお、使用する文字の大きさは、全ての参議院名簿届出政党等について及び全ての参議院名簿登載者についてそれぞれ同一とすること。また、参議

院名簿届出政党等の名称と略称についても同一の大きさの文字を使用することが望ましいこと。

- 4 各参議院名簿届出政党等の枠の縦幅は、全て同一とすること。
- 5 各参議院名簿登載者の氏名の間隔は、全て同一とすること。
- 6 略称のない参議院名簿届出政党等については、略称の欄は空欄とすること。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

●佐賀県選挙管理委員会告示第五十二号

選挙長等の報酬及び費用弁償の額に関する規則(昭和三十三年佐賀県選挙管理委員会告示第十五号)の一部を次のように改正する。

平成十九年六月十五日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

第二条の表中「一〇、七〇〇円」を「一〇、六〇〇円」に、「二二、七〇〇円」を「二二、六〇〇円」に、「二二、二〇〇円」を「二一、一〇〇円」に、「二〇、八〇〇円」を「二〇、七〇〇円」に、「九、六〇〇円」を「九、五〇〇円」に、「八、九〇〇円」を「八、八〇〇円」に改める。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の選挙長等の報酬及び費用弁償の額に関する規則の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を公示され又は告示される選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

◎佐賀県選挙管理委員会告示第五十三号

不在者投票のできる施設の指定(昭和四十八年佐賀県選挙管理委員会告示第十七号)の一部を次のように改正する。

平成十九年六月十五日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

一 病院の表中

医療法人長生会介護老人保健施設エバーグリーン

佐賀市嘉瀬町大字中原一九六五番地一

を

医療法人長生会介護老人保健施設エバーグリーン

佐賀市嘉瀬町大字中原一九六五番地一

に、

医療法人正和会志田病院

佐賀市水ヶ江二丁目七番二三号

医療法人小島病院

伊万里市黒川町塩屋二〇五番地二

を

医療法人二期会小島病院

伊万里市黒川町塩屋二〇五番地一

に改める。

二 老人ホームの表中

養護老人ホーム多久市恵光園

多久市東多久町大字別府二八二〇番地一

を

社会福祉法人清水福祉会養護老人ホーム恵光園

多久市東多久町大字別府二八九二番地

に、

介護付有料老人ホームいまり

伊万里市新天町六二〇番五

を

介護付有料老人ホームいまり  
伊万里市新天町六二〇番五  
社会福祉法人花心会特別養護老人ホームグランパランいまり  
伊万里市大坪町乙一五七九番地二  
に、

特別養護老人ホーム福壽園  
佐賀市諸富町大字諸富津二三〇番地  
を

特別養護老人ホーム福壽園  
佐賀市諸富町大字諸富津二〇九番地三  
に、

特別養護老人ホーム野菊の里  
三養基郡上峰町大字前牟田一九四九番地  
を

特別養護老人ホーム野菊の里  
三養基郡上峰町大字前牟田一八九六番地  
に改める。

○ 正 誤

平成十九年一月五日付け佐賀県公報第一二八五〇号中訂正

3	頁
	簡 所
	誤
	正

上段右から十行目、十一行目及び十二行目

ア 立木の伐採の方法 変更しない。

イ 立木の伐採限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

ア 立木の伐採の方法

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

神埼市、神埼郡吉野ヶ里町(以上一市一町国有林。次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、

購読料 一か年三二、二〇〇円(送料共)  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十九年六月十五日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 株式会社古川総合印刷

<p>上段左から一行目及び二行目並びに下段右から一行目</p>	<p>上段右から十八行目、十九行目及び二十行目</p>	
<p>ア 立木の伐採の方法 変更しない。 イ 立木の伐採限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。</p>	<p>ア 立木の伐採の方法 変更しない。 イ 立木の伐採限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。</p>	
<p>ア 立木の伐採の方法 (ウ) 次の森林については、主伐は、択伐による。 鹿島市(国有林。次の図に示す部分に限る。) (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めな い。 (ウ) 主伐として伐採をすることが できる立木は、当該立</p>	<p>ア 立木の伐採の方法 (ウ) 間伐に係るものは、次の とおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植 栽の方法・期間及び樹種 次 のとおりとする。</p>	<p>主伐に係る伐採種を定めな い。 (ウ) 主伐として伐採をすること ができる立木は、当該立 木が所在する市町に係る市 町村森林整備計画で定める 標準伐期齢以上のものとす る。 (イ) 間伐に係るものは、次の とおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植 栽の方法・期間及び樹種 次 のとおりとする。</p>
		<p>木が所在する市町に係る市 町村森林整備計画で定める 標準伐期齢以上のものとす る。 (イ) 間伐に係るものは、次の とおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植 栽の方法・期間及び樹種 次 のとおりとする。</p>

